

新たなグリーンホールの整備に向けた専門家検討会議要綱

第 1 設置

新たなグリーンホールの整備に向けた施設整備の市の考え（基本構想）をまとめ、市民参加手続きを経て基本構想を策定するため、「新たなグリーンホールの整備に向けた専門家検討会議」（以下「検討会議」という。）を置く。

第 2 所掌事項

検討会議は、新たなグリーンホールの整備に向けた施設整備の基本構想策定に向けて、施設利用者や広く市民の意見を踏まえ、必要な事項を調査検討する。

第 3 組織

検討会議は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる専門分野の者（以下「委員」という。）10 人以内をもって組織する。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 建築・設計 | 1 人以内 |
| (2) 文化政策 | 1 人以内 |
| (3) 共生社会 | 1 人以内 |
| (4) 音楽 | 2 人以内 |
| (5) 映画・映像 | 1 人以内 |
| (6) 演劇・舞踊 | 1 人以内 |
| (7) 舞踊・共生社会 | 1 人以内 |
| (8) 都市計画 | 1 人以内 |
| (9) 経営・運営 | 1 人以内 |

第 4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から新たなグリーンホールの整備に向けた施設整備の基本構想の策定した日までとする。

第 5 会長及び副会長

検討会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第 6 招集

検討会議は、会長が招集する。

第7 意見の聴取

会長は、検討会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を検討会議に出席させ、その意見を聴き、又はその者から資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

検討会議の庶務は、行政経営部企画経営課公共施設マネジメント担当及び生活文化スポーツ部文化生涯学習課において処理する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。